

(平成二十四年七月十日公布)

山口県条例第三十七号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定介護老人福祉施設(第三条―第十六条)

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設(第十七条―第十九条)

第四章 雑則(第二十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十六条第一項(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定介護老人福祉施設の指定)

第二条 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第八十六条第一項(法第八十六条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める数は、三十人以上とする。

第二章 指定介護老人福祉施設

(一般原則)

第三条 指定介護老人福祉施設(次章に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を考慮して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第四条 指定介護老人福祉施設には、規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設

の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める従業者を除き、この限りでない。

4 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(管理者)

第五条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(設備)

第六条 指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、地域における指定介護老人福祉施設の整備状況その他の状況を勘案し、知事が特に認める場合は、四人以下とすることができる。

2 指定介護老人福祉施設の居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下並びに消火設備その他の非常災害に対する必要な設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(非常災害対策)

第七条 指定介護老人福祉施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの提供)

第八条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスの提供を行うものとする。

(重要事項の説明等)

第九条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認めら

れる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならぬ。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(健康管理)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十四条 指定介護老人福祉施設の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(一般原則)

第十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を考慮して、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（設備）

第十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の浴室、医務室、廊下及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 ユニット及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（準用）

第十九条 前章（第三条及び第六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設の建物（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は改築された部分を除く。）についての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、この条例の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「原則として四人」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、この条例の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第六条第一項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「八人」とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされるものに関する経過措置)

5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）附則第四条第一項の規定により指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされる指定介護老人福祉施設については、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該指定介護老人福祉施設が同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(一部ユニット型指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

6 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第九項までの規定によることができる。

7 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の一般原則は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第十七条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第十八条に、それ以外の部分にあつては第六条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者への指定介護福祉施設サービスの提供及びそれ以外の部分の入居者の処遇に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

9 第二章（第三条及び第六条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。